



県 章

三重県公報

平成 9 年 8 月 29 日 (金)

第 886 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

- 家畜伝染病が発生した旨の報告…………… (農 芸 畜 産 課) 1
- 公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧…………… (漁 港 整 備 課) 1
- 同伴…………… (同) 2
- 土地収用法の規定による事業の認定…………… (公 共 用 地 課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更認可…………… (下 水 道 課) 3
- 特定計量器定期検査の実施…………… (計 量 検 定 所) 4

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任の届出…………… (農 地 整 備 課) 5
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可…………… (都市住宅整備課) 6
- 市街地再開発組合の設立認可…………… (同) 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建 築 開 発 課) 6
- 建築基準法の規定による道路の位置指定及び関係図書の縦覧…………… (同) 7

告 示

三重県告示第1019号

次のとおり家畜伝染病が発生した旨、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により、阿山町長から報告があった。

平成 9 年 8 月 29 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 病 名 豚丹毒
- 2 家 畜 の 種 類 豚
- 3 患畜及び疑似患畜の区別 患畜
- 4 発生場所及びその頭数
阿山郡阿山町 10頭
計 10頭
- 5 発 生 年 月 日 平成 9 年 8 月 13 日

三重県告示第1020号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をした。
なお、関係書類は、紀伊長島町役場に備え置いて、この告示日から起算して10年間閲覧に供する。

平成 9 年 8 月 29 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 竣功認可年月日
平成 9 年 7 月 7 日
- 2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
竣功認可を受けた者
北牟婁郡紀伊長島町長島2141番地
紀伊長島町

代表者

北牟婁郡紀伊長島町長島820番地の3

紀伊長島町長 大 内 司

3 埋立の位置、区域及び面積

(1) 位置

北牟婁郡紀伊長島町三浦字古江14番及び12-31番地先公有水面並びに字賢本9-1番地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次直線で結んだ線⑧の地点と⑨の地点を結ぶ平成2年3月16日付け三重県指令漁港第2-7号で竣工認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線(DL+1.778mにより決定)及び

①の地点と⑨の地点を結ぶ満潮位(DL+1.778m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 島勝港第1防波堤灯台(北緯34°06'39.09" 東経136°17'54.71")から348°30'5,225.0mの

地点

②の地点 ①の地点から331°30'35.4mの地点

③の地点 ②の地点から61°30'25.0mの地点

④の地点 ③の地点から331°30'4.67mの地点

⑤の地点 ④の地点から61°30'0.57mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から331°30'11.43mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から61°30'40.0mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から331°30'40.57mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から61°30'52.7mの地点

(3) 面積

6,402.60㎡

4 埋立ての免許年月日及び番号

平成3年2月12日

三重県指令漁港第2-2号

三重県告示第1021号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣工認可をした。
なお、関係書類は、海山町役場に備え置いて、この告示日から起算して10年間閲覧に供する。

平成9年8月29日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 竣工認可年月日

平成9年7月7日

2 竣工認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

竣工認可を受けた者

北牟婁郡海山町大字相賀495番地の8

海山町

代表者

北牟婁郡海山町大字相賀812番地の9

海山町長 塩 谷 龍 生

3 埋立の位置、区域及び面積

(1) 位置

北牟婁郡海山町白浦字ヒノキヤ西里ノ上155-1地先の道路敷の前面及び155-3地先の公有水面、同町白浦字西ノ里151-41、151-1、151-40、151-39、151-33、151-27、151-21、151-15、151-9、151-3地先の公有水面、143-1地先の道路敷の前面及び151-45地先の公有水面並びに同町白浦字在ノ前153地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ満潮位(DL+1.778m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 白浦港東防波堤灯台(北緯34°07'36" 東経136°17'22")から260°30'185.0mの地点

②の地点 ①の地点から88°30'43.9mの地点

③の地点 ②の地点から167°00'6.5mの地点

④の地点 ③の地点から41°30'7.4mの地点

⑤の地点 ④の地点から167°00'85.4mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から233°00'5.0mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から143°00'1.2mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から233°00'51.0mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から233°00'2.0mの地点

(3) 面積

1,842.53㎡

4 埋立ての免許年月日及び番号

平成4年3月17日

三重県指令漁港第2-6号

三重県告示第1022号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成9年8月29日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 起業者の名称

朝日町

2 事業の種類

朝日町小向霊場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

三重県三重郡朝日町大字小向字神田地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

朝日町役場

三重県告示第1023号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成9年8月29日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 施行者の名称

四日市市

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

四日市市単独公共下水道

3 事業施行の期間

昭和30年5月4日から平成16年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和47年三重県告示第99号-2、昭和52年三重県告示第519号、昭和55年三重県告示第6号、昭和58年三重県告示第76号、昭和62年三重県告示第92号、平成2年三重県告示第63号、平成4年三重県告示第623号、平成5年三重県告示第582号及び平成8年三重県告示第88号の事業地に泊小柳町を加え、寿町、大字日永字中浜及び日永東二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用部分

昭和47年三重県告示第99号-2、昭和52年三重県告示第519号、昭和55年三重県告示第6号、昭和58年三重

県告示第76号、昭和62年三重県告示第92号、平成2年三重県告示第63号、平成4年三重県告示第623号、平成5年三重県告示第582号及び平成8年三重県告示第88号の事業地に石塚町から松本六丁目までの区間内、東日野一丁目から西日野町字里中までの区間内、笹川一丁目から采女町字土田までの区間内、日永東三丁目から小古曾東二丁目までの区間内、日永東三丁目、泊小柳町から前田町までの区間内、大治田二丁目から小古曾四丁目までの区間内、大治田三丁目から川尻町字南割までの区間内、日永西一丁目から西日野町字東浦までの区間内、西日野町字溝野から字八幡までの区間内並びに大字松本字風呂田、字大谷及び字東川原、東日野町字道ノ上及び字城山、西日野町字平谷及び字垣内、采女町字北山、波木町字神楽田、貝家町字東浦、川尻町字貝下、字城西、字新屋敷、字古屋敷及び字春元、追分二丁目及び三丁目、大字泊村字宗左エ門谷及び小古曾二丁目を加え、松本四丁目及び五丁目、東日野二丁目、西日野町字小溝野、字溝野、字飛入及び字八幡、日永東三丁目、日永五丁目、日永西五丁目、大字日永字岡山、大字泊村字山崎、中川原一丁目、二丁目、三丁目、及び四丁目、城北町、城東町、赤堀二丁目及び三丁目、石塚町、城西町、ときわ一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、大井手一丁目、二丁目及び三丁目、松本一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目、西松本町、青葉町、大字松本字小三ツ松、字浮橋及び字北大谷、小生町字鋤治谷、字生泉、字南谷、字尼ヶ谷、字堂谷、字屋敷、字楢谷及び字山分谷、三滝台一丁目及び二丁目、浮橋一丁目並びに平尾町字大谷地内において事業地を変更する。

三重県告示第1024号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、度会郡において次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

平成9年8月29日

三重県知事 北 川 正 恭

実施年月日	受付時間	検査場所
9年9月29日	午後1時30分から午後3時30分まで	大宮町文化会館
9年9月30日	午前9時30分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後3時30分まで	伊勢農業協同組合阿曾支店 大宮町役場七保支所
9年10月1日	午前9時30分から午後3時まで	紀勢町老人福祉センター
9年10月2日	午前9時30分から午後3時まで	紀勢町役場
9年10月3日	午前9時30分から正午まで	大内山村役場
9年10月6日	午後1時30分から午後3時30分まで	南島町役場中島出張所
9年10月7日	午前9時30分から午後3時まで	蟹浦漁業協同組合市場
9年10月8日	午前9時30分から午後3時まで	南島町役場
9年10月9日	午前9時30分から午前11時30分まで	古和浦漁業協同組合市場
9年10月13日	午後1時30分から午後3時30分まで	伊勢農協神原出張所
9年10月14日	午前9時30分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後3時30分まで	蟹浦漁業協同組合市場 相賀浦漁業協同組合市場
9年10月15日	午前9時30分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後3時30分まで	迫間浦漁業協同組合 伊勢農業協同組合穂原支店
9年10月16日	午前9時30分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後3時30分まで	南勢町宿田曾水産市場 南勢町田曾浦漁村センター
9年10月17日	午前9時30分から午後2時まで	南勢町町民文化会館
9年10月20日	午前10時から午前11時30分まで 午後1時30分から午後3時まで	度会町中之郷生活改善センター 度会町麻加江生活改善センター
9年10月21日	午前10時から午後2時まで	度会町役場
9年10月22日	午前10時から午後2時まで	玉城町環境改善センター
9年10月23日	午前10時から午後3時まで	玉城町環境改善センター

9年10月24日	午前10時から午後2時まで	御園村役場
9年10月27日	午前10時から午後3時まで	二見町役場
9年10月28日	午前10時から午後3時まで	小俣町環境改善センター
9年10月29日		小俣町電気式所在場所

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成9年8月29日

三重県知事 北 川 正 恭

○ 一志南部用水土地改良区（松阪市小阿坂町3315番地）

退任理事

松阪市小阿坂町779番地

鈴木 保 次

就任理事

一志郡嬉野町大字薬王寺454番地

中山 茂 生

松阪市小阿坂町800番地

平 城 貞 義

○ 宮川右岸御園土地改良区（度会郡御園村長屋1221番地）

退任理事

度会郡御園村大字高向2350

北 村 栄 一

" " " 2484-2

中 北 隆 敏

" " " 2504

辻 村 芳 久

" " " 2655

森 勇 一 郎

" " 長屋1356

角 谷 齋 次

" " " 1379

前 村 吉 輝

" " " 950-1

永 井 透

" " 王中島690

中 西 敏 夫

" " 上條504

大 西 釦 之 助

" " " 580

奥 野 稲 生

" " 小林234

山 下 勇 男

" " " 376

高 橋 源 司

退任監事

度会郡御園村大字長屋1174-2

山 口 才 五 郎

" " 高向2437

大 西 源 吉

" " 新開420

東 浦 嘉 一

就任理事

度会郡御園村大字高向2350

北 村 栄 一

" " " 2484-2

中 北 隆 敏

" " " 2504

辻 村 芳 久

" " " 2655

森 勇 一 郎

" " 長屋1356

角 谷 齋 次

" " " 1606

三 輪 久 和

" " " 1563

松 林 孝

" " " 王中島585

世 古 口 新 吾

" " " 578

中 北 勉

" " 新開398

藤 倉 政 雄

" " 上條504

大 西 釦 之 助

" " " 580

奥 野 稲 生

“ “ 小林376
“ “ “ 298
就任監事
度会郡御園村大字高向450-1
“ “ 長屋1360
“ “ 新開420

高 橋 源 司
奥 本 一 志

佐々木 淳
中 東 清
東 浦 嘉 一

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、鈴鹿市高岡山土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成 9 年 8 月 29 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
鈴鹿市高岡山土地区画整理組合
鈴鹿市高岡町2578の1番地
- 2 設立認可の年月日
昭和63年2月12日
- 3 事業施行期間
昭和63年2月12日から平成11年3月31日まで
- 4 変更認可の年月日
平成 9 年 8 月 29 日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成 9 年 8 月 29 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

- 1 組合の名称
津駅前北部A-1地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
津市羽所町345番地
- 3 設立認可の年月日
平成 9 年 8 月 29 日
- 4 事業施行期間
平成 9 年 8 月 29 日から平成13年6月30日まで
- 5 施行地区
津市羽所町191番2、192番2、245番2、245番3、300番14の一部、300番15、300番16、300番17の一部、393番、394番、395番、396番、397番、401番、402番1、402番2、1090番5、1136番12、1136番14、1136番15及び1136番16
- 6 事業年度
初年度は平成 9 年 8 月 29 日から平成10年3月31日まで、次年度以後は毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
津駅前北部A-1地区市街地再開発組合事務所の掲示場に掲示する。
- 8 権利交換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成 9 年 9 月 27 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成 9 年 8 月 29 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 9 年 7 月 29 日	度会郡小俣町湯田390ほか2筆	伊勢市岡本1丁目19-25 共立住建株式会社 代表取締役 村田 勇
平成 9 年 8 月 18 日	南牟婁郡御浜町大字志原字湊脇1785-8ほか5筆	和歌山県新宮市仲之町3丁目1-9 有限会社協和宅建 代表取締役 森下 進一

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、三重県南勢志摩県民局伊勢土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 9 年 8 月 29 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長		
	氏 名	住 所		道路番号	幅員(m)	延長(m)
平成 9 年 8 月 12 日	北野勝也	度会郡御園村大字上條559	度会郡御園村大字上條字尾立1236-1ほか1筆	A	5.0	34.6

毎週火、金曜日発行

購読料(送料共) 1 箇月 2,700円

1 箇年 32,400円

平成 9 年 8 月 29 日印刷発行

津市広明町 13 番地

三

重

県

印刷 三重県総務部行政管理課